

＼＼ 6月1日(月)から ／／

市役所の開庁時間 (窓口・電話の受付時間) を変更します

変更後

午前 9 時～午後 4 時

※緊急時は上記の時間以外でも対応いたします。

対象施設

市役所本庁舎、北庁舎、西庁舎、
北部支所、桜井支所、明祥支所、保健センター

※公民館その他の施設は、従来通り変更ありません。



引き続き、市民サービスの向上を図る取組みや、職員の働き方改革を進めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

市役所に行かなく
ても手続可能！

便利なサービスをご利用ください

証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア(コンビニ)等のマルチコピー機で、住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書を取得できます。



オンライン申請

マイナポータルやあいち電子申請・届出システム等を利用して、行政手続の一部がオンラインで申請できます。



Q なぜ窓口・電話の受付時間を変更するの？

A 現在の受付時間(午前8時30分～午後5時15分)は、職員の勤務時間と同じです。このため、窓口業務の多い部署では、全ての手続の終了が勤務時間外になったり、勤務時間中に職員が新たなサービスの検討等をする時間の確保が難しかったりする状況です。受付時間の変更は、こうした状況を解消し、得られた時間を活用して、業務の効率化や市民サービスの向上を図るために行います。

Q 職員の勤務時間も変更するの？

A 職員の勤務時間に変更はありません。